

佐賀働き方改革推進支援センターのご案内

佐賀働き方改革推進支援センターでは、佐賀労働局からの委託を受けて、働き方改革の対応に向けた相談支援を無料で実施しております。

忙しくて相談に行く暇がない…そんな場合でも大丈夫！

社会保険労務士等の専門家が事業所に訪問し、労務管理上の疑問点をお聞きし、最大5回まで支援を行っています。

働き方改革に取り組むに当たり、 以下の対応はお済みですか!?

1 有給休暇年5日取得

2 時間外労働の上限規制

3 同一労働同一賃金

サポート事例

【ご相談内容】
現行の就業規則が
実態と合っていない。

【支援内容】

- 就業規則の改正事項を記載例を示しながら改正まで支援を実施。
- 併せて36協定の新様式の策定支援や活用できる助成金をご案内。

【ご相談内容】
同一労働同一賃金の
対応に向けて、
現在の状況に問題
がないか確認して
ほしい。

【支援内容】

- 「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を使い、点検・確認。
- 確認の結果、不合理でないと言えない待遇があった。施行までに対応を実施

無料で
サポート



<働き方改革>
応援団長 松木安太郎

サポート事例の詳細は
「働き改革特設サイト」へ



ご相談窓口

佐賀働き方改革推進支援センター ☎0120-610-464



佐賀働き方改革推進支援センター

所在地

佐賀県佐賀市川原町8-27

まず
電話

連絡先

☎0120-610-464(無料)

✉s-kaikaku@saga-hatarakikata.com

相談日時

平日 午前9時～午後5時まで

H P

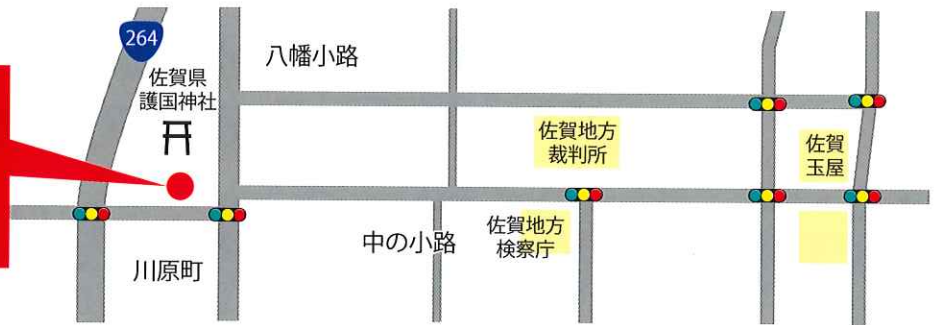
<http://saga-hatarakikata.com/>



<働き方改革>
チアリーダー 村山輝星

M A P

平和会館
佐賀働き方改革推進
支援センター
(受託者 佐賀県社会保険労務士会)



佐賀働き方改革推進支援センター 訪問支援 FAX申込書

FAX番号 0952-60-2856

(お申込み後、1週間以内にお電話でご連絡いたします)

貴社名		TEL	
お名前		FAX	
所在地		Mail	

【ご訪問希望日時】

- 第1希望： 月 日 (曜日) 午前・午後
 第2希望： 月 日 (曜日) 午前・午後
 第3希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

【ご相談内容】

- 働き方改革関連法の説明 労働時間関係 年次有給休暇
 同一労働同一賃金 人手不足関係 その他

(具体的な相談内容を御記載ください)

※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。